

議案第16号

調布市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和5年2月28日

提出者 調布市長 長 友 貴 樹

提案理由

東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例の一部改正を踏まえ、退職手当の支給対象等を改めるため、提案するものがあります。

調布市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

調布市職員の退職手当に関する条例（昭和30年調布市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第2条の2第1項第1号中「含む。）」を「含む。）又は職員の死亡の当時において、東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例（平成30年東京都条例第93号）第7条の2第2項の証明若しくは同条第1項の東京都パートナーシップ宣誓制度と同等の制度であると市長が認める地方公共団体のパートナーシップに関する制度による証明を受けたパートナーシップ関係の相手方であって、同居し、かつ、生計を一にしているもの（以下「パートナーシップ関係の相手方」という。）であった者」に改める。

第7条第11項第2号中「含む。）」を「含む。）又はパートナーシップ関係の相手方」に改め、同項第5号中「第2項」を「第2項（パートナーシップ関係の相手方のある職員に対する同項の規定の適用については、同項中「親族」とあるのは、「親族又はパートナーシップ関係の相手方」とする。）」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の調布市職員の退職手当に関する条例第7条第11項の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由が生じた同項の退職手当について適用し、同日前に支給すべき事由が生じた同項の退職

手当については，なお従前の例による。